

関 自 貨 第 2 3 6 号

許 可 書

株式会社 フライリーフ

代表取締役 岩瀬 良一 殿

令和4年8月31日付けで申請のあった一般貨物自動車運送事業の経営は、次の条件を付し下記のとおり許可する。

条 件

1. 許可を受けた日から1年以内に運輸を開始しなければならない。
2. 運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前に行わなければならない。
3. 運輸開始前に社会保険等加入義務者が、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入しなければならない。
4. 貨物自動車運送事業報告規則第3条の規定に基づき、運輸開始前に確認報告を行わなければならない。
5. 事業用自動車は、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の上積みである一般自動車損害保険（任意保険）等に参加しなければならない。
6. 運輸開始前には、運輸局長の承認がなければ事業計画又は事業施設概要書の記載内容を変更してはならない。

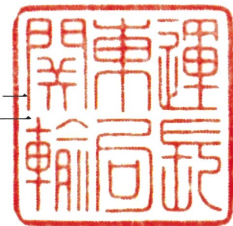
記

経営しようとする事業

一般貨物自動車運送事業

令和5年6月8日

関 東 運 輸 局 長 新 田 慎 二



関 東 運 輸 局